

一般財団法人日本看護学教育評価機構

謝金規程

2024年3月8日  
規程第49号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）の業務に従事し、または協力した場合に支給する謝金に関して必要事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、別表1に定める者に適用する。

(謝金の支給)

第3条 機構は、前条に規定する者が該当する規程や要項等に基づき役務や協力を行った場合の対価として別表1に定める額を基準とした謝金を支払うことができる。

(謝金の支払い方法)

第4条 機構は謝金を受け取る者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。  
2 謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等（「所得税取り扱い通達、基本通達」）及び所管する税務署の指示に従うこととし、支払った翌月に税務処理を行う。

(費用)

第5条 機構は、第2条に規定する者が役務により交通費及び宿泊費を要した場合は、別に定める「旅費規程」に基づいて旅費を支給する。  
2 機構は、正午を挟んだ午前から午後までの4時間以上、又は2時間以上の開催で終了時刻が午後7時以降の役務の時は食事代を支給することができる。  
3 前項の食事代は1人1回当たり1,500円（税込み）（飲料代を含む）を目安とし、Web開催会議は除くものとする。  
4 費用の支払いについては第4条に準ずる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1. この規程は2024年3月8日に制定し、2023年4月1日に遡及して適用する。

別表1 一般財団法人日本看護学教育評価機構 謝金基準表

役職		依頼内容	金額（税抜）
研究員		研究員に関する規程第8条による	10,000円 / 月
各部会 委員会委員	外部有識者	会議（対面・WEB 共）	5,000円 / 回
	看護系大学退職者 （常勤の職務を持たない者）	会議（対面・WEB 共）	5,000円 / 回
		実地調査 訪問	20,000円 / 1校
		実地調査 WEB	10,000円 / 1校
講師等		講義・講演等の場合	30,000円程度 / 回